

海岸保全施設の整備について

1 趣旨

- (1) 百数十年に一回の頻度で発生する防護レベル（L1）の津波や高潮の浸水から人命や財産を守るため、^{きょうへき}胸壁、^{りっこう}陸閘等の**海岸保全施設を整備**していきます。
- (2) 津波や高潮の浸水被害が広範囲で予測される**大黒ふ頭**において**30年度から整備**を進めます。
- (3) 整備に先立ち、海岸法に基づく**海岸保全区域**及び港湾法に基づく**港湾隣接地域**を指定します。

2 経緯

平成 23 年 6 月	国が津波対策の新しい考え方 [*] を提示
25 年 3 月	本市防災計画の改定
25 年度	浸水予測の実施
27 年 12 月	国際・経済・港湾委員会へ海岸保全基本計画（案）を説明
28 年 3 月	基本計画に横浜市域を位置づけ
28 年度	大黒ふ頭の整備に向けた概略設計実施
29 年度	測量、地元説明会等の実施

※津波対策の新しい考え方

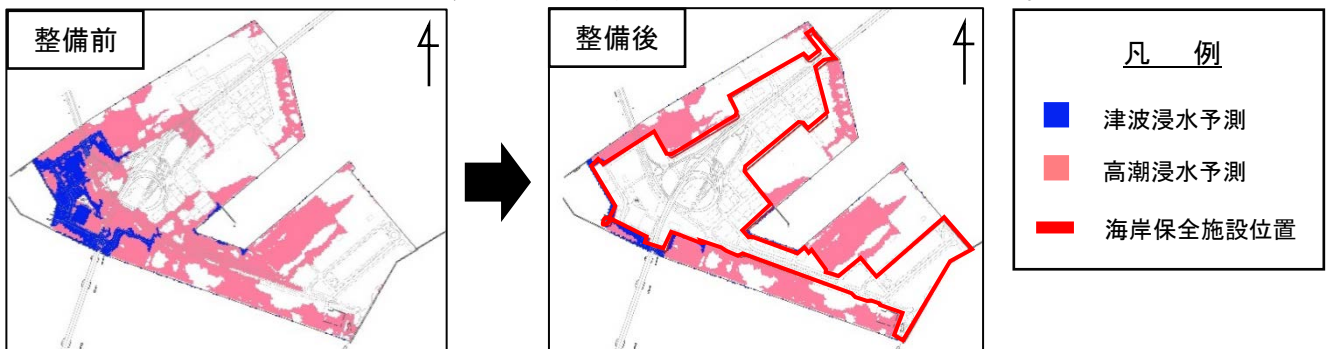
防護レベル（L1）の津波
百数十年に一回程度の頻度で発生し、人命・財産を守るため 施設整備による対策 を進める
減災レベル（L2）の津波
数百年から千年に一回の頻度で発生し、人命を守るため 住民避難を軸に対策 を進める

3 大黒ふ頭において整備する理由

- (1) L1津波浸水予測でふ頭の東側を中心に**広範囲の被害が予測**されるとともに、**高潮浸水予測**で浸水深が1メートル以上2メートル未満と**市域の中で最も被害が大きくなっています**。
- (2) コンテナや完成自動車の輸出入のほか、冷蔵・冷凍貨物を扱う倉庫群が立地する**横浜港の一大物流拠点**であり、また首都高速湾岸線大黒ジャンクションなど、**幹線道路の結節点**として重要な機能を担っています。
- (3) **島式のふ頭**であり、津波や高潮に対しては、ふ頭内に**海岸保全施設により防護された堤内地を確保**し、約4千人のふ頭内**就業者の安全を確保**する必要があります。
なお、今回の整備により**公共ふ頭の津波対策が概ね完了**します。

4 整備位置及び効果

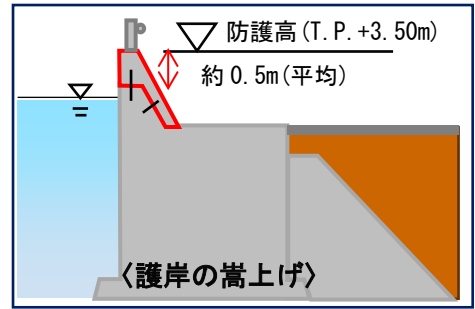
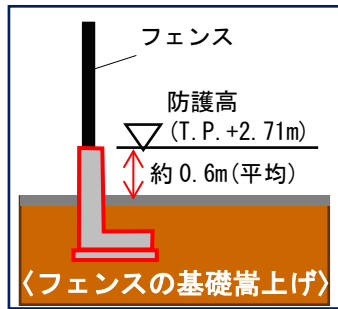
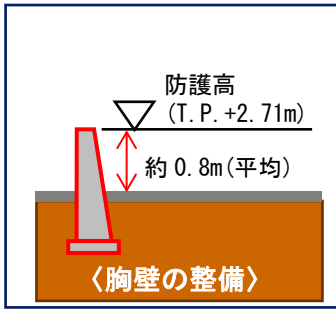
水際線が利用されている岸壁や荷さばき地、緑地等の陸側に整備します。



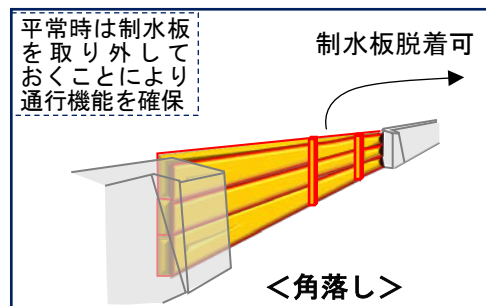
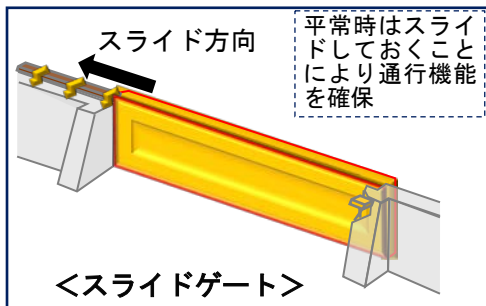
5 整備概要

地盤高が防護高に満たない箇所に ^{きょうへき}胸壁 及び ^{りっこう}陸閘 を整備します。

- (1) ^{きょうへき}胸壁 整備延長：約 7 km

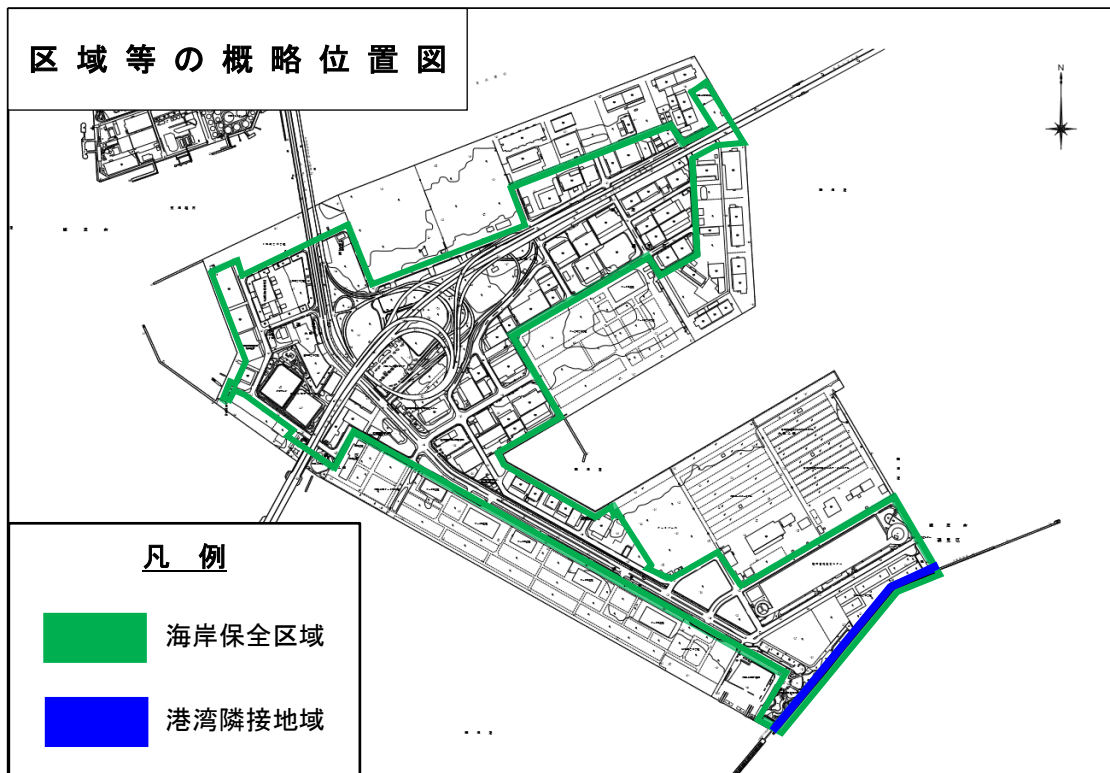


- (2) ^{りっこう}陸閘 整備基数：約 50 基



6 海岸保全区域及び港湾隣接地域の指定

整備に先立ち、海岸法に基づく**海岸保全区域**、及び航行の安全確保に必要な箇所については港湾法に基づく**港湾隣接地域**を各々指定する必要があるため、指定手続きを進めます。これにより、**施設の保全**や**国費の導入**を図ります。



7 今後のスケジュール

平成 30 年 1 月 海岸保全区域及び港湾隣接地域の告示
4 月 施設整備着手